令和2年 第9回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年8月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第9回栗原市 農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 事務報告

日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について

日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について

日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3号 農用地利用集積計画について

日程第10 議案第 4号 非農地証明願について

1 出席委員 (23名)

1番 佐々木 栄 夫 委員、 2番 佐 藤 勝 委員、

3番 熊 谷 ゆ り 委員、 4番 佐々木 弘 委員、

5番 遊 佐 一 成 委員、 6番 菅 原 勝 宏 委員、

7番 岩 淵 敬 一 委員、 9番 阿 部 一 信 委員、

10番 曽 根 金 雄 委員、 11番 三 浦 正 勝 委員、

12番 鈴 木 和 子 委員、 13番 芳 賀 博 秋 委員、

14番 尾 形 陽一郎 委員、 15番 髙 橋 寛 委員、

16番 狩 野 善 典 委員、 17番 佐々木 耕太郎 委員、

18番 髙 橋 榮 一 委員、 19番 岩 渕 弘 委員、

20番 三 浦 栄 委員、 21番 大 沢 純 香 委員、

22番 大 場 裕 之 委員、

23番 吉 田 優 俊 会長職務代理者、

24番 鈴 木 康 則 会長

2 欠席委員 (1名)

8番 米 山 嘉 彦 委員、

3 議事に参与した者

二階堂 事務局長 賢 事務局長補佐 雅規 小 山 農地農政係 主 査 高橋 潤 農地農政係 主 査 白鳥 峻 農地農政係 主 事 千 葉 和 哉 農地農政係 主 事 菅 原 佑 太

(午後1時30分開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。 只今から、令和2年 第9回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。 また、先日は、約1日の連携会議、大変ご苦労様でした。 そして本日は、改選後初めての議案審議等の総会であります。

議長

ただいまの出席委員は、23名であります。 定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。

議席番号 8番 米 山 嘉 彦 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

現在、クールビズの期間中でありますので、上着を脱いでいただいて結構です。 なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。 また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号 3番 熊 谷 ゆ り 委員、議席番号 4番 佐々木 弘 委員の 両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年7月27日から令和2年8月27日までに実施した事務事業等の報告並びに、令和2年9月3日から令和2年9月29日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。 第2区の番号1番について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の畑1筆 1,116㎡、耕作条件が悪いことから、約50cmの盛土を行い、排水不良を改善し、耕作の利便性を向上させるもので、完了後は転作田として牧草を作付けする予定の旨の1案件を説明。

議長

次に、去る8月21日、議席番号7番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員及び 鈴木 伸 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の 報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 伸 推進委員から報告願います。

鈴木 伸 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る8月21日、金曜日に4名にて現地確認を行いました。

届出地については、問題はなく完了後は牧草を作付けする予定です。耕作条件の改善であり、周辺農地への影響はないものと確認し、特に問題がないものと判断してまいりましたので、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いた します。

第2区の番号1番・2番の2案件、第3区の番号3番から6番までの4案件、併せて6 案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田19筆 13,951㎡及び畑2筆 1,306㎡、合計 15,257㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、金成地区の田1筆 2,583㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号3番は、栗駒地区の田2筆 1,226㎡、売買のためによる基盤法の 賃貸借権解約の1案件、

番号4番、番号5番は関連案件で、栗駒地区の田1筆 313㎡、売買のためによる 農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

6番は、鶯沢地区の田10筆 14,771㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

以上、6案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。 第1区の番号1番について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田1筆 2,729㎡、賃貸借権設定のためによる 農地法第3条による使用貸借権解約の1案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの、4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1,830㎡のうち228.75㎡、経営を引き継ぐためによる所有権移転贈与の1案件、

番号2番は、築館地区の田8筆 5,904㎡及び畑3筆 1,042㎡、

合計 6,946㎡、就労支援事業業務運営のためのよる使用貸借権設定の1案件、

市外の法人による権利設定につき、詳細説明。

番号3番・4番は関連案件で、番号3番は、高清水地区の畑1筆 2,939㎡、新規 就農のためによる所有権移転売買の1案件、

番号4番は、高清水地区の田1筆 2,729㎡、借受人は番号3番と同一人で、新規 就農のためによる賃貸借権設定の1案件、

以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る8月20日、議席番号10番 曽根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 鈴木 孝夫 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果 の報告をお願いいたします。

それでは、10番 曽根 金雄 委員から報告願います。

10番 曽根 金雄 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、去る8月20日、木曜日 に、4名にて書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

詳細については事務局から説明があったとおりで、1番の件については、経営を引き継ぐため所有権移転贈与するものであります。

2番については、スーパーの関連会社の就労支援業務の運営のため、ということで休耕 している農地を有効活用するもので、周辺農地への影響はないものと確認しました。この 地域は農地を自己保全管理1とか2ということで管理をしているところが多いところでご ざいますので、この周辺農地をこの事業に最大限活用すれば大変ありがたいなと考えてい るところであります。

3番・4番の件は、同じ方で新規就農のために所有権移転売買と賃貸借権設定をするものであり、いずれも、許可に当たっては特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から10番までの6案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田5筆 2,620㎡、及び畑1筆 54㎡、 合計 2,674㎡、

番号6番は、若柳地区の田3筆 414㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転 売買の2案件、

番号7番は、金成地区の田1筆 2,583㎡、及び畑1筆 1,215㎡、合計 3,798㎡、

番号8番は、金成地区の田7筆 12,548㎡、及び畑3筆 1,673㎡、合計 14,221㎡、いずれも、親からの継承による所有権移転贈与の2案件、

番号9番は、志波姫地区の田1筆 3,063㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号10番は、志波姫地区の田2筆 4,039㎡、及び畑1筆 2,550㎡、合計 6,589㎡、親からの継承による所有権移転贈与の1案件、以上、6案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る8月21日、金曜日に4 名にて書類審査を行いました。

その結果、いずれも経営規模の拡大、あるいは後継者への贈与ということでこれから の農業の継続という意味で、いずれも問題ないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号11番は、栗駒地区の田7筆 9,172㎡及び畑3筆 2,218㎡、合計 11,390㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る8月21日、議席番号19番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 委員及び 佐藤 東一 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果 の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、去る8月21日、金曜日 に4名にて書類審査を行いました。

11番の詳細については、事務局からただ今説明があったとおりですが、譲渡の理由 については労力不足のためとなっております。また、譲受の方については経営規模拡大 のための所有権移転売買となっております。

許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や、地域調和要件を勘案いたしま すと、特に問題がないものと審査をし、判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から 11番までの11案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号 1番から11番までの11案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑1筆 281㎡を所有権移転売買により譲り受け、 業務用地として転用し、駐車場12台分を造成するものであります。

農地区分は、水道管、下水管が埋設された道路に沿道し、500m以内に2箇所以上の 医療機関がある区域内の農地であることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 2,130㎡を地上権設定し、業務用地として転用して、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、周囲を山林及び原野に囲まれた小集団の生産性の低い農地となることから、第2種農地に該当する旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

議案第2号 農地法第5条の許可申請について、去る8月20日、木曜日に4名にて、 書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、住宅街に面している畑で、とうもろこし等が栽培されておりました。 今後は接骨院の駐車場として活用されるとのことですが、周囲への影響もなく転用許可に 当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

2番については、地目は田ですが荒廃が進んでおり、田としての活用は難しい状態にあります。そこへ太陽光発電施設を設置しようとの計画です。隣接地も荒廃が進んでおり、 周辺農地には影響を与えないことを確認できましたので、転用許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑1筆 364㎡を所有権移転売買により譲り受け、 住宅用地として転用し、アパート2棟と駐車場17台分を建築造成するものであります。 農地区分は、都市計画法上の用途指定地域の第1種住居地域に指定されていることか ら、第3種農地で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る8月21日の金曜日に 4名にて現地確認を行ってまいりました。

ただ今、事務局から詳細に説明がありましたとおり、参考資料の公図から確認すると、

申請地1区画だけが畑となっております。周辺は全て宅地となっており、農業用地としては不向きのところであり、転用許可に当たっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から 3番までの3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第 9、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。 はじめに、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田1筆 403㎡、所有権移転売買の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

―「質疑なし」の声―

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田5筆 6,411㎡、所有権移転売買の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番から5番までの3案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田2筆 1,187㎡、番号4番は、栗駒地区の田2筆 1,226㎡、いずれも、所有権移転売買の2案件、番号5番は、鶯沢地区の田10筆 14,771㎡、所有権移転売買の1案件、以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 15,369㎡、願出地は、平成20年頃から労力不足により耕作出来ずにいたところ、農地が山林化し、現在に至るものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 8,792㎡、願出地は、平成10年頃から労力不足により耕作出来ずにいたところ、農地が山林化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第4号 非農地証明願についての1番・2番について、去る8月20日、木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の詳細については、事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと、参考資料の現況写真のとおり、平成20年頃から耕作していない状況で、山林になっていました。目的地に入ることができず、公図を基に近くから現状を確認し、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

2番の案件についても事務局から説明があったとおり、参考資料の現況写真のとおりで、平成10年頃から耕作放棄、現地へ入ることができず公図を基に周りから確認いたしました。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、1番・2番について、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行い

ます。

質疑ございませんか。

一「はい」の声一

議長

11番、三浦委員

11番、三浦 正勝 委員

2番の案件について、だいぶ大きな面積ですけれども、最初から転用することを目的に 農地を取得していたのではないかとの懸念があるわけで、願出人がこの農地を取得した経 緯、そして、いつごろ取得して、議案には平成10年頃から荒れてきたと記載しておりま すけれども、それまでは農業をしていたと確認できるものがあるのでしょうか、農地を取 得して農業経営に供したという実績があって、その後労力不足だということになるのかど うか、それからもう一つは、この田は今回の荒廃農地パトロールの対象になっているのか どうか、3点について、お願いいたします。

議長

事務局答弁

事務局

取得に関しましては、平成18年頃に取得しており、一時は耕作目的で取得したもので ございますが、実際の耕作の履歴に関しましては、時間が経過しており、確認が取れない 状況でありました。

農地パトロールの対象については、今は資料がないので確認し後ほど答弁いたします。

議長

よろしいですか

11番、三浦 正勝 委員

今の説明ですと取得が平成18年ですよね、平成10年頃から、前の地権者のときから 荒れていた土地、その状況の土地を、地目は田ですけれども現状は原野で、その当時から そういうことだったとなるのではないでしょうか。 荒廃農地パトロールの対象地区になっ ているかどうかは、過去に何回かチェックしてあると思うので、あるいは今回対象になっ ていない可能性もあるとは思いますけれども、願出人が取得する前から荒れていたように 思われますので、私はやむを得ないものと考えます。

議長

事務局答弁

事務局

公的な資料では確認しておりませんが、非農地証明願いの申請のときに願出人から確認した内容では、平成10年頃までは水田として耕作していたということです。ただ、耕作に必要となる水の確保が難しい場所であり、さらに、耕作者が怪我をしたということで、そこから作付けが断念されて、現在に至るということでございます。その後、今回の願出人が取得した訳でございますが、そこから想定以上に雑木とか樹木の繁茂が激しく、復旧できないまま現在に至るという経緯であると考えられます。以上であります。

議長

よろしいですか。

11番、三浦 正勝 委員

はい、ありがとうございました。

議長

その他、質疑ございませんか

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議いたします。 それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の田1筆 1,414㎡、願出地は、平成12年ごろから労力不足により耕作を行っておらず、農地が徐々に山林化し、現在に至るものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、7番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

7番、岩淵 敬一 委員

議案第4号 非農地証明願について、去る8月21日、金曜日に4名にて書類審査及び 現地を確認してまいりました。 願出地は私が担当している地域であり、内容については、十分承知しております。資料の公図を見ていただきたいと思いますが、道路のように見えるところは峰になっており、左右に傾斜があり、その峰沿いに道路があります。この地域はその傾斜地を開田したところであり、それぞれ区画が小さい開田でありました。ところが、今事務局から説明がありましたとおり平成12年頃からということですが、その前からもここに水を送ることが大変困難で、開田はしてみたものの3年から5年で、ほとんど休耕になっており、水田には向かない場所でありました。資料の16ページをご覧ください、この市道は今申し上げましたところですが、その近くに休耕田とありますけれども、ここは一体、かつて田だったのか、山だったのか、現地には入れない状態であります。したがって、個人がそれぞれ申請をして原野に地目変更してきている場所でございまして、今回の顧出地も現地を確認するのに非常に困難な状況でありました。雑木や大木も繁茂してきており、今回の非農地証明願の、許可については、やむを得ないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番・5番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、花山地区の田1筆 2,602㎡、及び畑1筆 1,082㎡、合計 3,684㎡、願出地は、平成8年頃から耕作されず、農地が山林に囲まれていることから山林に侵食されるような形で荒廃が進み、現在に至るものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、花山地区の畑1筆 2,459㎡、願出地は、昭和51年の取得当初より 荒廃が進んでおり、昭和55年頃に山林化し現在に至るもので、山林への地目変更を願い 出た旨の1案件、以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。 それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

議案第4号 非農地証明願について、去る8月21日、金曜日に、鶯沢総合支所において4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番については、現地を確認してみますと事務局から説明があったとおりで、現地 写真のとおりであり、復元は難しいのではないか判断いたしました。

番号5番については、現地を確認してみますと、木材が取れるような山林化しており、 現地写真のとおりであり、復元は難しいのではないのではないかと判断いたしました。 以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

一「はい」の声一

議長

11番、三浦委員

11番、三浦 正勝 委員

今の案件、4番・5番共に地目変更をしたいということ、今回は非農地証明でございますけれども、もしお分かりでありましたら、地目をどのように変えたいと思っているのかお知らせください。なお、5番の写真を見ますと、きちんと植林した杉の木ですよね、ですので、非農地証明よりも、そもそも山林としての扱いを当初からとすべきだった場所ではないかなと感想を持ちました。よろしくお願いします。

議長

事務局説明

事務局

非農地証明による地目の変更につきましては、議案の現況地目につきましては、事務局においての現地確認と願出人本人からの申し出により掲載しているところであります。

実際の非農地証明による地目変更の判断につきましては、法務局での判断になりますので、現況に合わせて法務局で地目の判断をするという形になります。

続いて、5番につきましては、写真では植林されたような山林になっておりますけれども、事務局で願出人に確認したところ、昭和51年に贈与により取得したことは、登記事項証明書で確認しており、昭和55年頃には写真のような山林の様相を呈していたということで、取得以前に植林が行われた可能性は考えられますけれども、あくまで非農地証明

につきましては、現況において判断していただきたいと思いますので、よろしくお願いい たします。

議長

よろしいでしょうか

11番、三浦 正勝 委員

はい、了解しました。

議長

その他、質疑ございませんか

一「はい」の声一

議長

10番、曽根委員

10番、曽根委員

今の関連ですが、ただ今法務局での判断ということになっているようですが、したがって、非農地証明が毎回出ていますけれど、それが法務局の登記官によって却下なったことがないのか、参考にお聞かせください。

議長

事務局答弁

事務局

法務局の判断になりますので、農業委員会で非農地証明書を発行した状態で法務局の方で判断に迷うということで照会が事務局にされた案件は過去に数件ございますが、非農地にならないという判断の元に農業委員会に法務局から通知等がきた履歴はございません。

議長

よろしいですか。

10番、曽根委員

はい、わかりました。

議長

その他、質疑ございませんか

一「質疑なし」の声一

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番から5番までの5案件は、 原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

一「異議なし」の声一

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番から5番までの 5案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長 (会長)

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第9回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労様でした。

< 午後 2時 35分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員